

第59号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月24日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「、十二月に支給する場合には百分の百二十」を削り、同項ただし書中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「、十二月に支給する場合には百分の百」を削り、同条第三項中「、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「、十二月に支給する場合には百分の百」及び「、十二月に支給する場合には百分の六十」を削る。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「及び十二月」を削り、「百分の百十五」を「百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び十二月」を削り、「百分の九十五」を「百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(説明)

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十七号）新旧対照表

第一条による改正案（公布の日施行）	現行
<p>第一条～二十六条（略） （期末手当）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、<u>六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、<u>六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「<u>百分の九十五</u>」とあるのは「<u>百分の五十五</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第一条～二十六条（略） （期末手当）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、<u>六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、<u>六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の七十</u>」と、「<u>百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百</u>」とあるのは「<u>百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

第二条による改正案 (3.4.1施行)	第一条による改正後の条例案
<p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、<u>六月に支給する場合においては百分の百十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、<u>六月に支給する場合においては百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「<u>百分の百十二・五</u>とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の百十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十七・五</u>」と、「<u>百分の九十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の五十二・五</u>」と、「<u>百分の九十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の五十七・五</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、<u>六月及び十二月に支給する場合においては百分の百十五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、<u>六月及び十二月に支給する場合においては百分の九十五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「<u>百分の百十五</u>」とあるのは「<u>百分の六十五</u>」と、「<u>百分の九十五</u>」とあるのは「<u>百分の五十五</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

付 則（令和2年 月 日条例第 号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。